

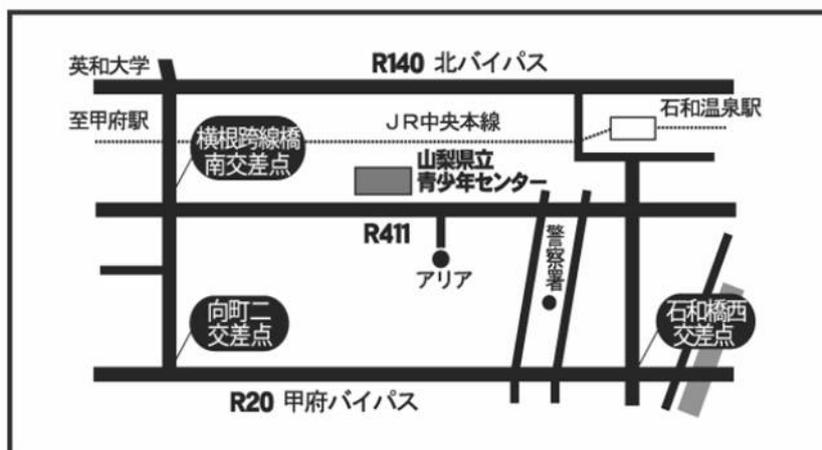
社会福祉法人 管理・監督者セミナー

元横浜市職員（高齢者施設監査などに従事）の弁護士による

～ 指導監査ガイドラインと理事会・評議員会の運営実務 ～

開催要綱

- 1 目的 社会福祉法改正により、法人運営の方法が大きく変わり、経営組織のガバナンス強化・事業運営の透明性が、社会福祉法人には求められています。そこで本セミナーでは社会福祉法の改正のポイントと指導監査ガイドラインを踏まえた理事会・評議員会の運営を行っていくための実務上の留意点を学ぶことを目的とし開催します。
- 2 主催 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会
- 3 対象者 社会福祉法人 役員・管理者、社会福祉法人施設 施設長・事務長
- 4 開催日時 平成 30 年 2 月 2 日（金）10 時～15 時（受付 9 時 30 分～）
- 5 申込期間 平成 29 年 12 月 1 日（金）～平成 30 年 1 月 12 日（金）
「参加申込書」に必要事項を記入し、FAX で申込みください。
- 6 受講料 県社協会員 5 千円・非会員 7 千円
(受講決定通知により振り込んでください。)
- 7 定員 100 名（先着順）
- 8 場所 山梨県立青少年センター 別館 多目的ホール（甲府市川田町517）



講師 プロフィール

6年間横浜市役所（健康福祉局高齢施設課等）で勤務後、中央大学大学院法務研究科法務専攻を修了し弁護士登録。横浜市役所での高齢者施設の実地指導・監査業務の経験を活かし、社会福祉法改正対応業務、実地指導・監査対応、職員研修等に取り組む。

セミナー 「社会福祉法人制度改革対応研修」（東京都社会福祉協議会）等
著書 「Q&A 社会福祉法人制度改革の解説と実務」（株式会社ぎょうせい）

10 プログラム

<p>I 改正社会福祉法の概説</p> <p>II 社会福祉法監査対応の留意点</p> <p>(1) 社会福祉法人指導監査実施要綱の解説</p> <p>(2) 指導監査ガイドラインの解説</p> <p>(3) 監査事前準備及び当日のポイント</p> <p>III 理事会・評議員会の運営実務と留意点</p> <p>(1) 理事会の運営実務と監査ガイドライン</p> <p>① 理事会の招集手続き</p> <p>② 理事会当日における運営のポイント</p> <p>ア 理事会に出席できる者とできない者</p> <p>イ 理事が遅参、早退した場合の対応</p> <p>ウ 適法な電話会議と違法な電話会議</p> <p>エ 失念しやすい決議事項</p> <p>オ 職務執行報告の具体例</p> <p>③ 議事録の作成実務と留意点</p> <p>④ 議事録の備置き実務</p> <p>⑤ 特別利害関係理事と運営上の留意点</p> <p>⑥ 柔軟な理事会運営と留意点</p> <p>ア 招集手続きの省略実務</p> <p>イ 決議省略の実務</p>	<p>(2) 評議員会の運営実務と監査ガイドライン</p> <p>① 評議員会の招集手続き</p> <p>② 定時評議員会の招集手続きの留意点</p> <p>③ 評議員会当日における運営のポイント</p> <p>ア 評議員会と役員の出席義務</p> <p>イ 失念しやすい決議事項</p> <p>ウ 役員等の報酬基準等に関する留意点</p> <p>エ 監事を選任する上で必要な手続き</p> <p>④ 議事録の作成実務と留意点</p> <p>⑤ 議事録の備置き実務</p> <p>⑥ 特別利害関係評議員と運営上の留意点</p> <p>⑦ 柔軟な評議員会運営と留意点</p> <p>ア 招集手続きの省略実務</p> <p>イ 決議省略の実務</p>
--	---

11 その他

- (1) 駐車台数に限りがあります。公共交通機関の利用、乗り合わせでお越しく下さい。
- (2) 研修は、気象状況等により、日程変更あるいは中止になる場合があります。
- (3) 昼食は各自でご用意下さい。

別紙

申込締切日平成30年1月12日（金）

F A X : 055-254-1821

山梨県社会福祉協議会福祉人材研修課：津金行（送信票不要）

「社会福祉法人 管理・監督者セミナー」参加申込書

【連絡先】法人名	
連絡担当者職氏名	
電話番号	
F A X 番号	

【参加者】

施設・事業所名	役職	氏名